

# 九州防衛局からのお知らせ

## 飛行場周辺における住宅防音工事で設置した防音建具の取り替え 工事の希望届の受付について

国は、住宅防音工事で外部開口部に設置した防音建具（防音サッシ）について、その機能の全部又は一部を保持していない場合、これまでは80W以上の区域において希望届を受け付け、その取り替え費用を補助していましたが、平成25年12月27日から、**75W以上の区域において希望届を受付けることとしました。**

### ○ 希望届を受付ける補助対象区域

**75W以上の区域**（80W以上の区域は、従来どおり受付けています。）です。

ただし、住宅防音工事実施後、増改築や模様替えにより防音区画が損なわれている場合など、補助の対象とならないことがありますので、ご注意ください。

※ **なお、希望者が多い場合は、工事の実施まで時間がかかります。**

### ○ 対象飛行場

芦屋飛行場、築城飛行場、目達原飛行場、新田原飛行場、鹿屋飛行場

### ○ 希望届の提出方法

所定の「住宅防音工事希望届」用紙に必要事項を記入の上、郵送にて九州防衛局に提出してください。  
用紙は、当局で配布しているほか、当局ホームページ（<http://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/>）からも入手することができます。

※ 飛行場周辺の住宅防音工事全般に関しては、当局のホームページに概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

### 【問い合わせ先】

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

福岡第二合同庁舎

九州防衛局 企画部 防音対策課

Tel：092-483-8824

## 住宅防音工事に関するご注意

- 一部工事請負業者による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われている、との苦情が寄せられています。**国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありません**ので、ご注意ください。
- 工事請負業者との契約は、補助金の交付決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。